# 6月定例会

豊川市議会第2回定例会（6月定例会）は、6月9日から6月26日までの18日間にわたって開かれました。
6月14日と15日の2日間にわたり、13名の議員が、市政全般についての市の考え方や方針をただしました。主な質問と答弁の要旨は、次のとおりです。

## 史跡国分寺整備方針及び学校運営協議会について

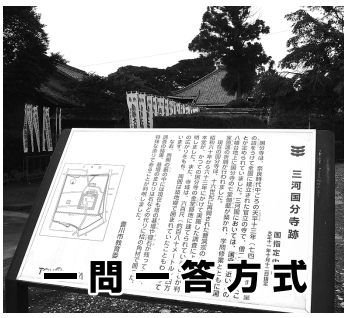


**【問】史跡三河国分寺跡整備方針のうち、国分寺跡公有化進捗状況と国分寺跡整備基本構想について伺う。**

【答】史跡面積四万七百二十五㎡のうち、道路を含む公有地は二万一千七百十五㎡、公有化率は53・3パーセントとなる。整備基本構想については、本堂等の老朽化に対し、建て替え、改修の意向が地元から示され、文化庁や県教育委員会からも、整備方針策定の時期との助言もある。したがって、平成19年度には専門家や地元関係者等を構成員とした策定委員会を立ち上げ、20年度をめどに、現国分寺の本堂、鐘楼等の取り扱い、既に公有化した土地の暫定利用等を検討し、三河国分寺跡整備の基本構想に取り組んでいきたい。

**【問】①学校運営協議会制度導入における①本市の対応②活動予算③学校施設の開放④市長の導入に対する考え――について伺う。**

【答】①教育委員会は、学校現場の状況を考え、導入と判断した。今後市内全校に広げていく予定②本年度の予算措置は講じていないが、今後市内全校指定の場合は検討する③学校運営協議会の活動の場として、図書館、特別教室などの開放も考えられるが、子供達の授業への影響、開放した施設、設備の管理等、学校運営協議会の場で解決していく必要がある④市全体で取り上げるのは豊川市が全国初だ。自分の学校、おらがまちの学校を育てる熱き思いを、私は痛切にありがたいと思う。予算措置を含めて、市をあげて全面的にやっていきたい。

## 学校におけるIT環境の整備と生涯学習を通じた情報リテラシーの向上について

**【問】①教員のパソコン（以下、PC）活用と配備状況②教員一人1台配備の考え③PC教室のPC配備の考え方④放課後PC使用の環境づくりの考え⑤学校での専門アドバイザー制度の考え⑥IT化時代に沿う市民支援⑦ヘルプデスクの仕組みを検討する考え――について伺う。**

【答】①教科指導にコンピューターを利用できる率は全国平均を上回っているが、個人所有のPC利用率も全国平均を上回っている。旧市立の各小学校に7台、各中学校に8台、旧町立の小中学校では、17年度までに正規職員に一人1台の配備で、学校間の格差是正が課題である②情報流出の回避、効果的なIT教育のため、教員用PCの充実は必要。本年度中にPC使用の現状を把握し、教育用PCの配備計画との調整で、効果的な配備を進める③中学校で一人1台の設置を目指し、18・19年度で1校当たり40台の整備に着手。小学校は、中学校のPC整備後の配備を考えている④PC更新時に、処分するPCの有効活用等、学校と調整して柔軟な対応は可能と考える⑤ネット社会の危険性、情報活用モラル等の指導のため、情報教育主任がいる。また、情報教育アドバイザーを講師にして研修会を実施している⑥IT講習会でPCに触れる機会の提供を行ってきた。今後

**①学校運営協議会制度**

教育委員会が個別に指定する学校ごとに、当該学校の運営に関して協議するため置かれる機関である。地域社会が運営に関わる公立学校において、中核をなす制度。

**②ヘルプデスク**

ユーザーからの問い合わせに対応する業務、または、それを実施する組織。

のＩＴ学習の推進は策定中の生涯学習推進計画の中で定めていく⑦情報化に対応した独自の施設整備の考えはないが、公民館等の改修、機器の充実等を検討する中であわせて考えていく。

## 高額療養費（医療費）の個人一時負担分について

**【問】医療技術の進歩とともに医療費も高額となっている。17年度において高額療養費として一時的に立て替えた被保険者の件数と総額、また立て替え分の償還払いに要する期間を伺う。**

【答】旧一宮町分と合わせて七千五百九十三件、五億五千二百七十二万五千円で1件当たり七万二千八百円程度となる。償還期間については病院の窓口で一時負担金を支払い、その後支給申請を受けて支払い手続きをし振込みまで約3ヶ月で償還する。

**【問】高額療養費の資金の貸し付け制度もあるが、市または医療機関で高額療養費の立て替えはできないか伺う。また特区ということも検討いただきたい。**

【答】高額療養費の支給については被保険者が70歳以上と未満では取り扱いが異なる。問の内容は70歳未満の被保険者の場合で、通常かかる医療費総額の3割を医療機関の窓口で負担いただく。その中で高額療養費分の支払いが困難な被保険者については、保険者から償還払いを受ける翌日まで高額療養費支給見込み額の9割を無利子で貸し付ける制度があるので利用いただいている。また現行の償還払い制度を現物給付化する国の制度改正の動きもあるが、現時点で本市が独自に70歳未満の被保険者の一時負担分を自己負担限度額までとすることは償還払い制度が全国一律のものであり、保険者が医療機関に支払う医療費は国民健康保険団体連合会を通じて支払うことから本市が先行しての実施は難しいと考える。

## 財団法人愛知県市町村振興協会の基金の活用について

**【問】県協会が全国自治宝くじの1つ、サマージャンボ宝くじの収益金を県からの受け皿として、平成16年度末で四百五十億円を越す資産を保有していることを認識しているか、県協会から説明を受けたのか伺う。**

【答】資産状況は承知しており県協会より説明を受けている。

**【問】平成16年度の会員及び会費制の導入時の説明内容は、また、会費の予算書への未掲載は地方自治法の③総計予算主義に反しないのか、昭和54年度に遡及しての会費徴収は違法でないか。**

【答】県協会が基金を資金として一般単独事業債等の地方債資金として活用してきたが、国税庁より法人税基本通達に規定する収益事業である金銭貸付業に該当し、貸付金に伴う利息収入が法人税の課税対象になるとの指摘を受けて、従来の資金貸付が金銭貸付業に該当せず共済貸付の要件に合致するよう県協会の規定の一部改正と会員、会費に関する規定の創設が必要になった旨説明を受けた。市は原資である県交付金を市町村の会費とみなすための確認行為として会費額の確認通知を行うが、実際に支出行為の必要がないので昭和54年度に遡及しての会費徴収も合わせて地方自治法の総計予算主義に反しないと考える。

**【問】本市の昭和54年度～平成17年度までの会費の総額は、また本市は県協会から総額いくらの融資を受けているか伺う。**

【答】平成17年度までの会費の累計は約九億三百万円、平成17年度までの融資総額は二十七億六千六百万円である。

### その他の質問項目

- 合併に伴う経費について
- 多重債務者の相談窓口と救済策について
- 食育の推進と学校給食・保育園給食のあり方について
- 国民健康保険料について
- 市民病院の“医師・看護師不足の不安への対応”及び“医療と保健・福祉相互間の連携の推進”について
- 御油駅横の踏切による救急車等の足どめの改善について
- 広域行政における人事交流について

③総計予算主義

各会計年度の一切の収入（歳入）と支出（歳出）を予算に編入しなければならないという予算の原則。

## 新たなる合併並びに農業系地区・農業振興について

**【問】①本年3月音羽町からの合併協議申し入れに始まる周辺地域の動向に対する考え②第5次総合計画の産業部門において、中長期的に見た農業系地区及び農業振興――について伺う。**

【答】①旧一宮町との合併後、本市としては財源を効率的、効果的に配分し市域全体を速やかに一体化することが最優先の課題と考えるので、今後の合併は現段階において、本市側から積極的に進めていく状況にはない。しかし音羽町からは本年3月に合併協議の申し入れを受けているので、今後合併に関する情報収集、あるいは調査研究を行うための組織を立ち上げ、事務レベルでの両市町の行財政の現状把握を行っていく。

②農業系地区について農業は食糧供給の他に有機物の還元、安らぎの提供など多面的な機能を有していることから、農用地について優良農地の確保に努め、調和のとれた農村環境の保全を踏まえながら合理的な土地活用を図る必要があると考える。

農業振興については農業経営者の育成、農業経営の支援、生産性の向上、安全安心な農産物の提供を総合計画において掲げている。平成17年に農業経営基盤強化促進法が改正され、遊休農地を耕作する利用権をきちんと耕作できる担い手に設定できる措置が追加された。本市としても現場の農地の状況、所有者の意向を把握し、その結果を踏まえて農業委員会や農協と協議する中で農業経営者の育成、意欲ある担い手への農地の集積、遊休農地の解消を進めていく。

## 保育園のおやつ及び巡回バスを含めた公共交通の充実について

**【問】①保育園では延長保育のおやつ代が徴収されているが代金を二千円とした根拠は何か②内容を変更し、分量を減らし延長保育のおやつ代を軽減するなど改善はできないか③3時に食事並みのしっかりしたおやつを出せば延長保育のおやつは無くせないか④本市以外の巡回バスの実施状況と利用状況またそれに対する本市の評価は⑤新豊線が当面存続することになるが安定的な継続は困難な状況であり今後の施策――について伺う。**

【答】①昭和53年より二千円の中で努力をしており、旧一宮町で持参していたおやつも金額換算して同額程度になる考えの中で現在も二千円としている②おやつの分量を1日あたり百円としているが4月、5月と菓子類が量的に多かったと考え、今後ジュース類、ヨーグルト類等変化をつけるよう改善をしていきたい③3時のおやつは延長保育を利用する子ども以外の子ども一緒に食べるものであり、食事並みのしっかりした内容は夕食への影響を考慮すると提供は困難であり、また、延長保育の有無でおやつ内容を変えることは保育実施上難しいと考える④名古屋市を除く31市中豊川市を含め10市が民間の運行事業者への補助、民間事業者への運行依頼が21市、直接運行が6市でありすべての市において運行費の全額負担や赤字負担の状況だが地域での役割も違うので一概に評価するのは難しい⑤新豊線を存続させる為、ルート変更、路線を合理化し、年間約二百万円の赤字分を市で負担していく。

## 第3期豊川市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画について

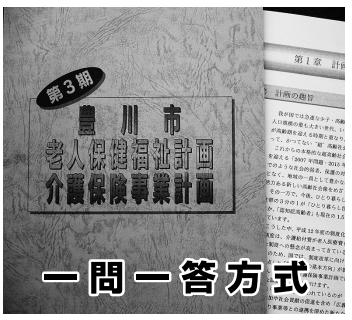


**【問】①本計画の概要②給付サービスの対象者③市民の負担**

【答】①明るく、活力のある高齢化社会の構築、制度の持続可能性の保持等を目指した、国の制度改正に本市の実情を踏まえ、新予防給付、介護予防事業、地域密着型サービス、地域包括支援センターを創設した②65歳以上は原因を問わず、40歳以上65歳未満は16種類の特定疾患がもとで、それぞれ日常生活に介護や支援が必要で認定を受けた方を対象としている③制度の啓発、介護予防、新予防給付の予防の重点化、在宅介護が可能な環境・体制づくり等を推進し、保険料額のもととなる給付額の抑制に努める。

**【問】地域密着型サービスの現状とその内容について**

【答】認知症対応型通所介護（デイサービスとグループホーム）と小規模多機能型居宅介護で3年間は対応を考えている。現在、デイサービスは5事業者、グループホームは6事業者、定員99名である。小規模多機能型居宅介護の指定業者はなく、本年度指定を検討する。

**【問】①新設の介護予防事業における本市施策の考え方②介護保険制度改正の市民周知の方法**

【答】①高齢者を一般高齢者と特定高齢者に分け、既存事業の利用で対応するが、今後の高齢者の動向を踏まえて事業展開を進める②市広報、ホームページのほかに、地域・団体の希望により説明会の実施。また、7月中旬から下旬には、事業財政運営や介護保険料を含めた制度の説明会を中学校区で開催する。

## 教育基本法・学習指導要領等をめぐる本市の認識と現状について

**【問】①教育基本法改定案は、④徳目の改正や教育内容への国家の介入などの問題があると思うが、その認識②'02年改定学習指導要領で掲げられた、愛国心に絡む評価項目の通知表への採用が本市ではあるのか、また今後の考え方③小学生からの競争が心配される、来年度実施予定の一斉学力テストの目的と方法④本市の習熟度別指導の実施方法――について伺う。**

【答】①国会での審議が、改正ありきの流れで進んでいることに不満、広く国民の意見を募り、十分な審議が必要。また、改正案にある教育の目標に関する指導法や評価は、教師が考えるものであり、最終的には学校が決めるものと考えている②本市の小中学校では、国を愛する等に関するものを設けないことで統一を図っている。なお、評価には、手段や観点などの尺度が必要であるが、国を愛する心や態度といった内心の問題は評価できない。今後も内心までに踏み込んだ評価は必要ないと考えている③国としての義務教育の機会均等や、一定水準以上の教育水準の確保を把握し、成果と課題などを検証するため、来年4月に全国で国語、算数・数学を小学校6年生、中学校3年生を対象に行う。結果は序列化したものは公表されない。各個人の自己結果と課題が通知される④国語、算数・数学、英語など効果の期待できる教科を中心に、学習内容を選択し行っている。クラスも固定化せず、本人や保護者の希望に沿って、学習する内容ごとに行っている。

## 高齢者施策、保育園士制度について

**【問】高齢者施策のうち配食サービス事業について、旧一宮町の高齢者から不満の声が寄せられている。以前の事業者が撤退した経緯と今後の改善に向けた姿勢を伺う。**

【答】昨年、旧一宮町で配食サービスを豊川方式で実施していく旨を決定し、豊川市と調整する過程で、以前の週3日から週5日への配達体制の変更を当時の事業者と検討したが、無理があるため撤退の意思を伝えられた。以前と比べて高齢者への声かけの不足といったサービス低下と感じられている点についても、安否確認として重要な目的を有しているものとして、サービス業者には利用者の声を聞くようお願いをしていく。

**【問】新潟県上越市に保育園士という市独自の制度があり、50から60代の男性を非常勤職員として各園に1人ずつ配置するもので研究の価値があると思われるが意見を伺う。**

【答】上越市では高齢者の豊かな知識を保育現場に活用し、世代間交流の促進を目的に、保育士の資格は問わず保育園士として雇用し、園内での保育補助、保育施設の整備や軽易な補修作業を行っているという内容を把握している。本市においても各保育園において老人ホームなど老人福祉施設や地域の老人会との交流を行い、また男性保育士も採用するなど子どもにさまざまな世代の大人の男性と触れ合う機会を設けている。上越市の保育園士は市独自の新しい概念で不明な点もあるが内容、効果について研究していきたい。

④徳目

徳を細目に分類して列挙した名称、または細目のひとつ。仁・義・忠・孝など、昔から道徳の基本とされるもの。

## まちづくり三法の見直し及び市民病院問題について

**【問】①まちづくり三法[5]の見直しの概要、本市の中心市街地の現状、まちづくり三法の本市への影響について伺う。**

**②市民病院問題については、各地で公立病院が赤字経営と言われる中、近隣の市町では経営改革委員会を設置し改革を研究しているが、本市の病院経営の状況と今後の考え、団塊の世代の退職者の状況と影響、また、本市の医薬分業の状況と成果について伺う。**

【答】①都市計画法は、郊外への商業施設等の新規立地の規制、中心市街地活性化法は国、地方公共団体及び各事業所の責務規定を定める内容、大店立地法は、規制緩和の方向の運用と思っている。本市の中心市街地も全国的な傾向と同じで、売上高は減少しているが、まちのにぎわいは徐々に戻っている。影響については、既存の市街地、特に商業系の用途地域について、新規商業施設などの立地を誘導しやすくなり、今後、市全体の活性化のため、中心市街地の活性化の重要性は高まると考える。

②本院は12年連続黒字となる見込みで、新城・蒲郡市民病院が経営改善に向けた委員会を設置しているが、当院においては設置の考えはない。団塊問題は、中堅職員が多く極端な年齢構成ではないので、団塊の世代の退職により、業務遂行上、大きな影響は出ない。院外処方箋発行率は78・5パーセントで、患者の待ち時間の短縮、かかりつけ薬局を指定でき、薬の効能、副作用、相互作用等の服薬指導が効果として出ている。

## 安全安心のまちづくりについて

**【問】第5次総合計画の一番目に位置づけの「安全・安心のまちづくり」から、安心の医療体制として①本市の救急対応②優秀な医師の確保③隣市で起きた不祥事の本市での対応と対策**

【答】①新城消防からの救急車による搬送患者について17年度は5倍以上に伸びているが、受入できなかったのは全件数の2.3パーセントほどになる②医師の総数88人のうち5年以上経験の医師は52人で厳しい条件の中でも経験豊富な医師の確保はできている③今回の事件は職員の資質の問題が大きい。当院でも平成12年に職員の不祥事があり、県下でも最も厳しい倫理規定を定めている。この徹底と資質の向上に努める。

**【問】安心な通学路としてのJR牛久保駅東踏切対策について**

【答】本年4月に交通量調査をした結果、12時間で四千四十三台の通過があった。今後、JR東海とも協議して、対策を前向きに検討していきたい。

**【問】安心な河川としての善光寺川の水質改善について**

【答】家庭からの排水は、合併処理浄化槽の普及、公共下水道の整備促進と平行して各種イベントや広報を活用した啓発等を行い、工場からの排水は県と適正な排水管理の指導に当る。

**【問】安心な防災として、一宮地区に設置してある同報系[6]無線を独居老人や障害者に全市設置はできないか**

【答】災害に関係する情報の発信については、同報系無線をはじめ、複数の情報手段を研究し、総合的に対応していきたい。

## 財源の確保について

**【問】本市における自主財源の確保の考え方は**

【答】健全な財政運営に向けての取り組み検討項目として、①優良企業の誘致②市税等の確保③受益者負担の適正化④広告料収入の確保と市有財産の売却等を積極的に推進していく。

**【問】優良企業誘致の進捗は**

【答】企業立地の適地選定及び調査委託を予算計上しており、9月頃までに基本構想を策定し、その後調査、測量に入っていく。

**【問】市税納付方法の拡大、滞納整理の強化の取り組みは**

【答】24時間納付が可能となるコンビニでの収納を、20年4月実施に向けて準備している。特に軽自動車税や個人の市民税な

⑤まちづくり三法

「都市計画法」「中心市街地活性化法」「大規模小売店舗立地法」の3つを指す。

⑥同報系無線

同時通報用無線の略称であり、災害の発生が予想されたり、発生したときに情報を伝達する手段。

どに効果を期待している。
　新規未納者対応の収納嘱託員を本年8月より3名増員し、7名体制とし、正規の職員の担当件数を減らし、滞納者との面談の機会増を図る。

**【問】①具体的に考えている広告料収入の内容②先進地の広告事業の導入の考え③実施に向けた本市の意気込み**

【答】①モデル的に市のホームページ及び広報誌について検討している②先進地での数々の事業内容は、本市での市場性によりすべて対象となると思われる。窓口封筒や公用車などは、実施の先進地が多く可能性大と考える③広告掲載要綱・基準の作成、審査機関の設置等を鋭意検討し、対象も全庁的な取り組みの中で、早期に抽出していきたい。

**【問】自主財源比率の目標は**

【答】27年度目標を70パーセントに掲げ取り組んでいく。

## 学校選択制について

**【問】教育委員会の学校選択制[7]に対する考えは**

【答】現在、一定の理由により、指定校以外に就学希望の場合、変更を認めていることから、現状の通学区域制度を残しながら、子どもや保護者の意向を踏まえ、弾力化の方法や効果を検討し、通学区域制度の弾力化を図る。

**【問】平成9年の通学区域制度の弾力化運用の通知に対する検討内容は**

【答】平成3年度から取り上げた、特殊学級がない場合の他の学校選択、いじめ・不登校の子どもの校区変更をさらに深める検討を行い、就学指定校の変更事務取扱要綱を作成した。また、指導員・相談員による小学校就学前の児童に対する就学相談、学校教育課に就学指導の専門官の嘱託など相談体制を充実した。

**【問】現在の通学区域制度の課題は**

【答】①通学の最短距離とはならない②行政区域が単位のため変更に理解が必要③やりたい部活動がない、障害のある子どもが転居前の学校に引き続きいたい、担当する学級がないなどの相談が増えている。

**【問】適正学級を選ぶ児童生徒だけでも学校選択はどうか**

【答】障害の種別にかかわらず、保護者が就学指定校以外の希望に教育委員会は弾力的な扱いを来年4月から運用していく。

**【問】やりたい部活動がない学校に関しても、理由があれば学校選択を許可してはどうか**

【答】他の学校に入りたい部活があれば認めていくことも、来年4月から動き出したい。

## 公職選挙法により政治家はこのようなことができません。

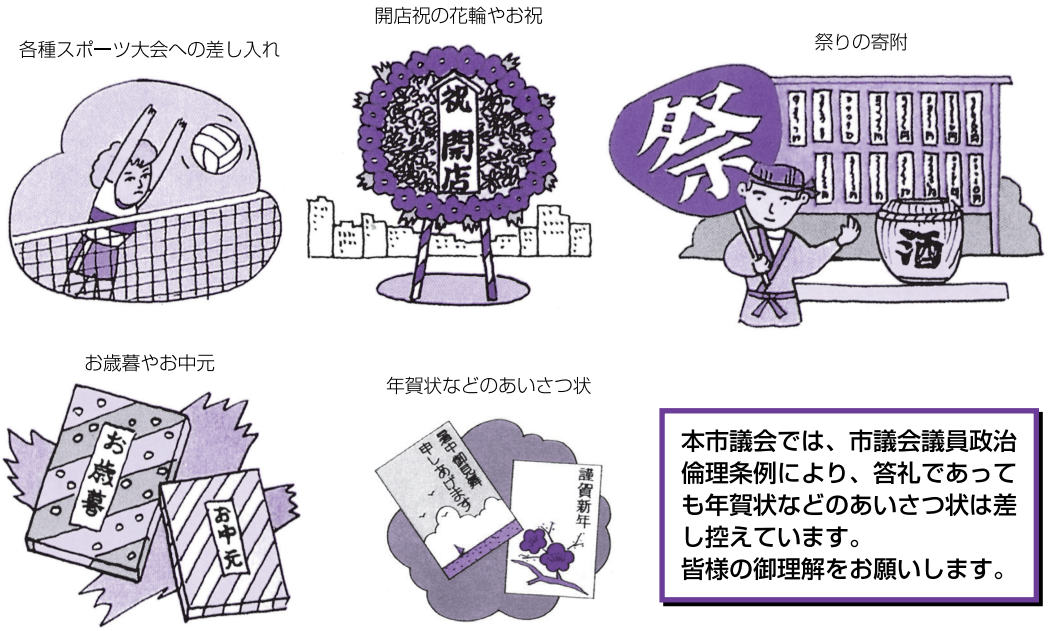


本市議会では、市議会議員政治倫理条例により、答礼であっても年賀状などのあいさつ状は差し控えています。
皆様の御理解をお願いします。

**有権者から寄付などを求めることも禁止されています。**

⑦学校選択制

　本来、学校ごとに通学区域を定め、住所によって入学する学校を指定する仕組みになっている公立小中学校を、通学区域外から選んでもよいという制度。